

赤穂市水道水源保護条例（案）に対するパブリックコメント実施結果

募集期間 令和2年9月9日（水） ～ 令和2年10月9日（金）【31日間】  
 提出された人 6人（提出された意見 25項目）

項目	寄せられた意見等の概要	市の考え方
第1条（目的）	<p>目的（1条）において、条例の種類には、排出規制型と立地規制型の2通りあるといわれ、提案の条例は前者である。汚染源となる廃棄物がストックされる最終処分場の構造を考えるならば、不十分とならざるを得ない。立地規制型の条例設置が望まれる。佐用町は立地規制型を採用しているのではないか。</p>	<p>立地規制を行う既存の法令に抵触することを避けるため、本条例では届出を義務付ける内容の条例としました。</p>
第2条（定義） 第3号	<p>第2条第3項：水質の汚濁では、「排水基準を定める省令」（一律排水基準）に適合しない排水を排出して、水源保護地域の水質を著しく汚濁すること、とあるが、閉鎖性海域や小規模河川など有害物質の希釈や浄化作用が比較的小さい場合、一律排水基準では不十分であり、排出先の環境影響を考慮した上乘せ基準の適用が一般的である。</p> <p>なお、隣の備前市では、水質目標値など独自に設定し適用している。</p> <p>（案）第2条（3）「水質の汚濁」について「これまでも安全でこれからもおいしい赤穂の水」を確保するに価する赤穂市独自の水質基準を定めることを望みます。</p>	<p>本条例では独自に排水の水質基準を定めておりませんが、公共用水域への排水の規制については他法令（※）で定められており、兵庫県においても「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」を制定し、規制を強化しているところです。</p> <p>※他法令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁防止法</li> <li>・下水道法</li> <li>・水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例（兵庫県）</li> </ul>

<p>第2条（定義） 第5号 第6号</p>	<p>第2条の（5）対象事業について。対象事業及び事業者を、より明確にしておく必要がある。「赤穂市生活環境の保全に関する条例」の第45条に第46条も加えて、産業廃棄物の最終処分場、及び中間処理場、廃棄物の仮置きなどを明記する必要がある。45条、46条をあげておく。（条文省略）</p>	<p>赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則第3条に特定開発事業の業種及び規模等について明記しています。</p> <p>また、廃棄物の処理については、同条例第45条に定めるとおり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」で定める基準に従って処理が行われるものであり、同施行令には廃棄物の種類に応じて収集運搬、保管、処理、処分場所や方法等についての基準が示され、これらの基準に従い廃棄物の処理を行う事業が本条例の対象とされており、最終処分場、中間処理施設、仮置き（保管）等については網羅されています。</p>
	<p>（案）第2条（5）対象事業、（6）事業者について「赤穂市生活環境の保全に関する条例」第16条第1項を準用し、「特定開発事業とそれを行う者」となっているので、対象事業種を具体的に明記してはどうでしょうか。第45条では「廃棄物の処理を行う事業」となっているので「産業廃棄物処理業」と明記する等です。一考をお願いします。</p> <p>第2条第5項：対象事業に「赤穂市生活環境の保全に関する条例」に定める特定開発事業云々とあるが、採石業、砂利採取業、産業廃棄物処理業等、具体的に明記し、産業廃棄物等のように明らかに汚染源となる処分場は建設計画を許可しない「立地規制」を明記することを要望します。</p>	<p>本条例第1条（目的）の市の考え方に示しましたとおり、立地規制を行う既存の法令に抵触することを避けるため、本条例では届出を義務付ける内容の条例としました。</p>
<p>第5条（事業者の責務）</p>	<p>事業者の責務では、市が目標値（BOD、COD、油分他）を設定し、順守させる「排出規制」が盛り込まれることを要望します。</p>	<p>本条例第2条（定義）第3号の市の考え方に示しましたとおり、本条例では独自に排水の水質基準を定めておりませんが、公共用水域への排水の規制については他法令（※）で定められており、兵庫県においても、「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」を制定し、規制を強化しているところです。</p> <p>※他法令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁防止法</li> <li>・下水道法</li> <li>・水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例（兵庫県）</li> </ul>

第6条（水源保護地域の指定等）	第6条関連。水源保護地域の指定に関しては、3項を起こし、「市民から新たに水源保護地域の申請があった場合、該当地域に関して市長は調査し、審議会に諮るものとする」の条文を加えること。	水源保護地域の指定については、本条例第3条に定める市の責務において、水源の保護に係る施策として市が実施してまいります。
第8条（対象事業の届出等） 第2項	条文の意味をより明確にする必要がある。新たに「事業者は、赤穂市の水道水源保護条例指定区域で事業を行う場合は、国あるいは県に關係法令にそつた届出をする前に市と相談しなければならない。市と協議せず国及び県に關係法令にそつた届出をした場合、市としては事業への協力を拒否する場合がある」の一文を加えてはどうか。第8条（2）の表現は市民的には非常にわかりづらい条文である。	事業者は、關係法令に基づく届出又は許可を受けようとする前に、本条例第8条第1項に定める届出をしなければならないことと定めています。
第8条（対象事業の届出等） 第3項	事業者は市長と協議し、とあるが、事前協議を行う前に關係住民等に対する説明会開催、必要により關係住民と協定締結、意見を求めることを追加し、明記することを要望します。 事業者（8条3号）は、市長協議前に關係住民に対する説明会の開催を義務付ける。	本条例第3条では、市の責務として水源の保護に係る施策を市が実施し、第5条においては事業者の責務としてその施策に協力しなければならないものとなっています。
第14条（広域水源保護の相互協力）	広域水源保護（14条）は、千種川を水道水源とする流域の相生市、姫路市（家島町）を含む地方公共団体に相互協力を要請すること。	市としては、他の地方公共団体に協力要請を行い、積極的に対応してまいります。
第16条（組織） 第2項	第16条、審議会の委員に関して、（3）に「審議会委員には、公募によって応じた市民の中から抽選によって2人の委員を選定する」の条項を加えること。公益代表、学識経験者を市長が任命・委嘱するというだけでは、民主的手続きにそつていないとはいえない。あくまで市民公募を加えるべきである。	公益代表、学識経験者以外の委員については、「その他市長が必要と認める者」と定めています。

<p>第22条(罰則) 第1項 第2項</p>	<p>5万円以下の罰金、とあるが少ないように思います。近隣の佐用町の罰則では100万円以下や20万円以下と比較的高額である。再考を要望します。</p> <p>第22条(1)及び(2)の罰則規定は、「6月以下は1年以下に」「5万円は10万円以下に」それぞれ強化すべきである。産業廃棄物処理業者は、あるいは水道水源保護地域で事業を行うとするものは、社会的、市民的により厳しい規制の下に置かれるべきである。そうでなければ、将来の地球的資源および人類の生存を保護・保障することができない。</p> <p>(案)第22条で罰金5万円は、少なすぎます。違反する者にとっては、罪意識に相当する金額とは思えません。せめても「100万円以下」としたい。</p>	<p>本条例第8条に定める届出や協議をしないことによる第9条の中止命令や、第10条の水源保全を目的とした改善命令に従わないこと、また第11条に定める報告及び検査を拒むことなどに対する罰則規定であり、関係機関とも調整のうえ設定しています。</p>
<p>附則 2 経過措置</p>	<p>赤穂市の施行しようとしている水道水源保護条例には「市民のいのちと健康を守る」という目線で見れば納得できない問題点がある。その一つは、「地域を指定する際にすでにある事業については事業計画や内容を変更しない限り、規程を適用しない」ことである。市民のいのち健康を守ることが最優先させるならば適用すべきである。なぜそれができないのか。西有年産業廃棄物処分場建設問題の場合は、まだ事業計画書が市民に提示され市町の意見を聴いている事前段階であり、しかもは双方の段階に入っていない。早く水道水源条例を施行してその日から適用するようすべきである。</p>	<p>条例により特定の者に義務を課す場合、条例施行前の行為には遡及して適用することができないことから、経過措置を設定しています。</p>

<p>その他</p>	<p>表題及び不測の1の元号に関して、将来にわたって市民が目にする条文（案）に関して「令和」という元号のみが用いられることは、非常に不都合である。少なくとも西暦明記を原則とし、どうしても国及び県との関係で必要なら元号を併記すべきである。この条文を赤穂市の児童、生徒の教育材料として活用する場合、いちいち元号を西暦に換算して理解しなければならない。極めて不合理である。</p>	<p>通例に従った表記としています。</p>
	<p>水道水源保護のためには、密接不可分である「赤穂市自然環境の保全に関する条例」に関連付けること。つまり、この条例に基づき第8条第1項(1)～(6)に示す開発及び事業は、水道水源を壊す行為と解せられるので、これらを禁止行為として記載すべきと考えます。</p>	<p>赤穂市自然環境の保全に関する条例第8条に定める事業については、本条例の対象事業である赤穂市生活環境の保全に関する条例に定める特定開発事業に該当する場合に、事前に届出を課すものです。</p>
	<p>西有年・梨ヶ原に建設されようとしている産業廃棄物最終処分場を必ず止めると言う牟礼市長の公約を信じ、その市長が制定されようとしている水道源保護条例はかならず建設阻止につながると信じていると思います。その住民の信頼と期待を裏切るかのように「この条例では西有年・梨ヶ原産業廃棄物最終処分場の建設は止められない」と言う市長の考えを知った住民は、この条例制定をどのように考えるのでしょうか。今の日本のどうしようもないほどに国民を愚弄するような政権と重なります。主権在民という日本国憲法の前文に掲げられていて中学生以上なら学んでいる重要な思想を無視しているのではないかと考えます。</p>	<p>本条例は、赤穂市の取水に係る地域の保全涵養を図り、水源の水質を保全することを目的としています。</p>

<p>その他</p>	<p>パブリックコメントの目的は「行政運営の公正性の確保と透明性の向上を図る」ためのものと理解しています。一般的に「意見の提出期間は、原則として案の公示日から起算して30日以上」とされています。と言うことは、赤穂市の場合、その最低限の期間を住民に与えられているわけです。しかも、そこに至るまでの流れ、そこで色々と記載されている事項、案として掲げる根拠等何も住民に説明もないまま、いきなり、一般住民にとっては難しい文言に満ちた条例を示され、最短の期間内に意見を求めて、住民のどれぐらいの人が応じる、または応じられるのでしょうか。</p>	<p>パブリックコメントは、赤穂市市民参加に関する条例に基づき、市の施策の意思決定過程において市民参加を推進するために実施しています。</p> <p>その実施にあたっては、市の施策について広報紙やホームページにパブリックコメントの実施とその内容について資料を提示し、広く周知のうえ、市民の皆様の意見を求めることとしています。</p>
	<p>私は、条例に示されている内容については国内外の条例、文献を読解することができます。しかし、この条例案をいきなり、しかも限られた場所に、限られた部数での公開をもとに住民に意見を求めるという市の行政側の傲慢性を問います。</p>	
	<p>過去のパブリックコメント提出数は限られた住民によるものあり、しかも、それらを全部記載するのではなく、「内容が類似する意見は、取りまとめて公表することがあります。」とはなんとという傲慢に満ちた行政の姿勢を示しているのでしょうか。「取りまとめる」とはどういうことを言うのでしょうか。パブリックコメントを提出する住民は一言一句慎重に自分の意見を述べているのです。</p> <p>それを本人以外が適当に「類似している」と判断してまとめるのはとんでもないことです。このようなことが許されている赤穂市政に深刻な問題を感じます。意見は意見です。その人の述べていることは一言一句記載すべきです。「取りまとめる」と言うような「言論統制」を思わせるようなことは、決して許されるべきではないと思います。</p>	

その他	<p>赤穂市を観光地としてP R するために動画サイトを設けてその中で謳っている赤穂市の魅力の第一に挙げられているのが「全国名水100選」である千種川。しかし、その千種川の水質の重要性を考えるのであれば、この条例案が参考としている法令等があまりにも古く、今すでに抱えている問題、さらにこれから起こりうる問題に対処するために参考にできるのか疑問です。罰金などもあまりにも少ないです。河野行政改革大臣による「はんこレス化」の発信は、驚きの速さで地方自治体、民間企業にも普及して今、デジタル化では先進国において一番の後進国として知られている日本もようやく動き出した感があります。この時代の変化にいち早く対応する波に、赤穂市のような小さな地方都市こそ、及び腰でついていくのではなく、率先し、そして、もっと先を目指して欲しいと願います。</p> <p>牟礼市長が幾度も市民に向けて発せられた「協働」が全く感じられない条例案の提示とパブリックコメント募集の姿勢です。「協働」の実践を強く願います。</p>	
-----	--	--